

USPTO が先行技術調査結果を EPO に電子的に提供

2011 年 12 月 27 日

JETRO NY 諸岡

米国特許商標庁 (USPTO) は 12 月 22 日付プレスリリース¹において、USPTO の先行技術調査の結果を電子的に EPO に提供していると発表した。

改正された欧州特許条約 (EPC) 規則 141 条 (1) により、2011 年 1 月 1 日以降に優先権の主張を伴う欧州特許出願をする者は、出願時²に優先基礎出願がなされた特許庁の先行技術調査結果のコピーを提出することとされている。

今回の措置は、出願人が自ら先行技術調査結果のコピーを提出する負担を軽減することを目的として行われるもの。

提供される結果は、公開された出願に対する結果及び、未公開ではあるが安全保障上の審査結果³に問題が無く出願人の同意が得られている出願に対する結果となっている。

今回の USPTO の措置により、米国への出願に基づく優先権主張がなされた欧州特許出願に関しては先行技術調査結果のコピーの提出が免除されることになる。

なお、日本特許庁も同様の措置を採っており、日本への出願に基づく優先権主張がなされた欧州特許出願についても、当該先行技術調査結果のコピーの提出は免除される⁴。

(了)

¹ [12 月 22 日付プレスリリース](#)

² PCT 出願の場合は欧州段階への移行時。

³ 米国は第一国出願義務制度がある。海外に出願する場合には、外国出願許可の申請をするか、または USPTO に最初に出願を行い 6 ヶ月経過後に外国出願をすることが出来る。そして、当該申請又は出願後 6 ヶ月以内に国防上の問題があるか否かの審査がなされる。

⁴ [日本特許庁ホームページ](#)